

## 健和看護学院同窓会「つつじの会」会則

(名称)

第1条 本会は健和看護学院同窓会「つつじの会」と称す。

(目的)

第2条 本会は会員相互の研鑽と連携を図り、健和看護学院の発展に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 本会の事務局は健和看護学院に設置する。

(組織)

第4条 本会は健和看護学院を卒業した「正会員」と在学中の「準会員」で構成する。

(役員)

第5条 本会には次の役員を置く。

会 長	1名
副 会 長	2名
事 務 局 長	1名
事務局次長	2名
会 計	2名
監 事	2名
運 営 委 員	各卒年次最低1名以上

(役員を選任)

- 第6条
1. 会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計及び監事は、前期運営委員会が推薦し、総会で承認を受け専任される。
  2. 運営委員は、各卒年次で推薦し、総会で承認を受け専任される。

(役員の義務)

- 第7条
1. 会長は、本会を代表し会の義務を総括する。
  2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
  3. 事務局長・事務局次長は、会長総括のもとに義務を遂行する。
  4. 会計は、本会に関わる会計義務を遂行する。
  5. 監事は、会計監査及び業務監査を行う。
  6. 役員は、役員会を運営すると同時に、運営委員会の業務が遂行できるように援助する。
  7. 運営委員は、運営委員会を構成し、本会の業務を遂行する。

(役員解任)

- 第8条
1. 役員任期は、4年とする。ただし、再任は妨げない。
  2. 役員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認で補充する。任期は、前任者の残任期間とする。
  3. 運営委員に欠員が生じた場合は、運営委員会の承認で補填する。

(総会)

- 第9条
1. 本会は、2年に1回総会を開く。運営委員会が必要と認めた場合には、臨時に開くことができる。

## 第4号議案

2. 2026年度以降、総会はホームページ上で行うことができる。  
(対面実施を妨げるものではない)

(総会の協議・議決事項)

- 第10条
1. 総会の決議は、出席会員の過半数をもって決定される。
  2. ホームページ上で行う場合  
会員は2年毎にホームページ内の総会内容を閲覧し、承認・非承認の投票を行う。  
投票者の過半数の承認をもって決定される。  
投票者の本人確認は、氏名・期生・住所・連絡先の入力をもって行う。

(総会の協議・議決事項)

- 第11条 総会は次の事項を協議し議決する。
1. 運営上の基本方針及び重要事項
  2. 事業及び予算・決算
  3. 役員の選出
  4. 会則の変更
  5. その他必要と認めた事項

(運営委員会)

- 第12条
1. 運営委員会は、会長・副会長・事務局長・会計・監事と運営委員で構成する。
  2. 運営委員会は、会長が臨時これを招集し、総会の決定に従い下記の事項を遂行する。
    - ①総会に提出する起案の協議
    - ②本会の運営に関する事項
    - ③運営委員会が必要と認めた事項
    - ④その他この会則に定めた事項
  3. 運営委員会は出席者の過半数を持って議決する。

(会計)

- 第13条
1. 本会の会費は、入会金・寄付金及びその他の収入をもってこれに充当する。
  2. 本会の入会金は5千円とし、入会と同時(入学時)に納入する。
  3. 本会の運営上の必要に応じて、運営委員会の決議により会費を徴収することができる。
  4. 本会の運営に必要な経費は、運営委員会の承認後支出することができる。

(会費・会員名簿)

- 第14条
1. 本会は、会員名簿を作成し管理する。同窓会役員名簿はホームページに掲載する。
  2. 本会の会員は、氏名・住所・勤務先等に変更があった場合は、速やかに事務局に連絡する。

(付則)

- 第16条
- この会則は、1989年11月11日より施行する。  
この会則は、1994年10月15日より改正する。  
この会則は、2001年2月23日より改正する。  
この会則は、2015年2月28日より改正する。  
この会則は、2020年10月1日より改正する。  
この会則は、2024年11月9日より改正する。